

介護・医療連携推進会議または運営推進会議を活用した評価についての Q&A

令和7年12月

練馬区高齢施策担当部介護保険課

以下の事項は、介護・医療連携推進会議または運営推進会議（以下、「運営推進会議等」という。）を活用した評価の実施について、各事業所から寄せられたお問い合わせから、特に確認の多い内容をまとめたものです。

各項目をご確認のうえ、適切な評価の実施をお願いいたします。

NO.	項目	質問	回答
1	評価の実施	自己評価や運営推進会議等を活用した評価は、必ず実施する必要がありますか。	実施いただく必要があります。 運営基準において、各事業所は、自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行ったうえで、運営推進会議等を活用した評価を1年に1回以上行い、その結果を公表することが義務付けられています（認知症対応型共同生活介護事業所においては、外部の者による評価との選択制）。 未実施の場合は、運営指導での指摘事項になりますので、必ず実施してください。
2	評価の実施	運営推進会議等を活用した評価は合同会議でもできますか。	単独開催時のみ行うことができます。
3	評価の実施	運営推進会議等を活用した評価の流れはどのようにになりますか。	評価の実施の流れは次のとおりです。 ① 自己評価の実施 事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、結果を従業者が相互に確認することで、現状の課題の共有やサービスの質の向上に向けた取り組みについて話し合いを行います。 ② 運営推進会議等を活用した評価の事前準備 運営推進会議等の開催日程の調整、会場の確保、構成員の検討等を行います。（必要に応じて、事前に話し合う資料を配布します。） ③ 運営推進会議等を活用した評価の実施 自己評価で取りまとめた内容を運営推進会議等に報告し、第三者の観点からの意見を得て、新たな課題や改善点を明確化し、サービスの質の向上につなげます。 ④ 評価結果の公表 会議で出た意見等を取りまとめたうえで、事業所のサービス種別ごとに定められた公表用資料を作成し、公表します。
4	評価に使用する資料	運営推進会議等を活用した評価の実施にあたり、構成員への事前の通知や送付が必要な書類等はありますか。	運営推進会議等を活用した評価を実施する場合には、会議の開催通知に <u>評価を実施する旨を記載</u> いただき、評価実施日（会議開催日）の1か月前までに構成員に通知してください。 評価の実施にあたっては、事業所が行った自己評価の結果を構成員へ送付し、事前確認を依頼したうえで、会議に参加いただく方法が一例として考えられます。

5	評価に使用する資料	自己評価および運営推進会議等を活用した評価には、どのような書類を使用すればよいですか。	評価に用いる書類は練馬区ホームページに掲載しています。 様式は事業所のサービス種別により異なるため、確認のうえご利用ください。 【資料掲載場所】 練馬区 HP トップページ>保健・福祉>介護保険>事業者向け>地域密着型サービス関係>地域密着型サービスの運営推進会議等を活用した評価について
6	評価の構成員	運営推進会議等を活用した評価を行う場合、必ず参加していることが必要な人はいますか。	評価を実施する運営推進会議等においては、以下の両者の参加が必要となります。 ① 区職員または地域包括支援センター職員 ② 当該サービスに知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者 (事業団体関係者、学識経験者、外部評価調査研修修了者等) 上記①②の者がやむを得ない事情により運営推進会議等への参加が困難な場合には、事前に資料を送付して得た意見を運営推進会議等で報告するなどし、評価実施に一定の関与を受けるようにご調整ください。
7	評価実施後の流れ	運営推進会議等で評価を受けた後はどのような手続きが必要となりますか。	次の①～③の手続きが必要となります。 ① 公表用資料の作成 会議で出た意見をまとめ、サービス種別ごとに定められた公表用資料を作成してください。 ② 評価結果の公表 利用者およびその家族への提供とともに、介護サービス情報公表システムや法人のホームページへの掲載、事業所内への掲示等により、公表用資料を公表してください。 ③ 区および地域包括支援センターへの提出 区ホームページから「自己評価・外部評価 結果報告書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、公表用資料と併せてご提出ください。

※ 本資料に記載のない事項につきましては、別添令和3年6月28日付け3練福介第2091号「運営推進会議等を活用した評価の実施等について（通知）」および令和5年2月28日付け4練福介第6225号「介護・医療連携推進会議および運営推進会議を活用した評価の実施等について（通知）」をご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

(担当) 練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係
電話：03-5984-4589（直通）
メール：KAIGO02@city.nerima.tokyo.jp